

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

あきる野市長

市町村名 (市町村コード)	あきる野市 (13228)	
地域名 (地域内農業集落名)	雨間・野辺地区 (雨間東郷前、野辺川原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【現状】</b> 当地区は秋川左岸の雨間用水から水を引き込む水田地域となっている。北側にはハケと呼ばれる河岸段丘があり、かつては薪炭材等の供給地として利用されていた。雨間東郷前地区は土地改良が行われ、区画整理がされている。野辺川原地区東側の一部は開発されており、セメント材の工場用地や住宅地となっている。 <b>【主な農作物】</b>水稲、植木、露地野菜(トウモロコシ、葉物野菜) <b>【課題】</b></p> <p>① 担い手について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者不在により担い手が不足している。</li> <li>・ 堰や水路を掃除・管理する者も少なくなり、維持が困難となる事が懸念される。</li> <li>・ コンバインなどの農業機械の所有者が少なく、水田での作業効率が悪い。</li> </ul> <p>② 農地について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハケの樹木が繁茂しており、日があたらない農地がある。</li> <li>・ 区割りが小さく、地形も悪い農地が多い。</li> <li>・ 農地の境界が分かりづらい。</li> </ul> <p>③ 水田について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野辺地区では水量が足りず、水田に水が入らない箇所がある一方、雨間地区では水路から水があふれるなどの問題が指摘されている。</li> <li>・ 現状は他地域から流れてくる用水に依存しているため、他地域で水路を管理していないと影響を受けてしまう。</li> </ul> <p>④ 獣害について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ、ハクビシン、カメムシなどの獣害、病害虫が多い。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>① 地区近辺で住宅、作業場、倉庫などを確保し、新規就農者が入作しやすい環境を整える。</p> <p>② 細かい農地をまとめて貸借できるように農地所有者等と調整し、大規模化を推進していく。区画整理も検討する。</p> <p>③ 水路の整備等により、雨間地区の溢水や、野辺地区の水不足を解消していく方法を検討していく。</p> <p>④ 電気柵の貸出等を行い、獣害対策を講じる。</p>
--

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
① 農地所有者の意向が確認できない農地については、担い手が集約を希望する場合に個別に意向確認を行う。 ② 目標地図の精度を高めていき、効率的な農地の集積・集約の在り方を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
① アンケートにより農地所有者の中に事業について理解していない方がいることが分かったため、事業の周知を諮ると共に、農業委員会及び機構との連携を強化し農地の集積・集約化を推進する。 ② 東京都農業会議と協力して担い手から借受希望があった農地所有者に対して事業の説明を行い、貸借に向けた条件調整等を行っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
① 溢水、渇水の解消のため、水路整備等を検討する。 ② 細かい区画が多く、農地集約が難しいため区画整理等も検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
① 水路の管理を行う者の確保が必要である。 ② 作業場等、営農環境を整備して入作を支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① 電気柵の貸出など、イノシン、ハクビシンによる被害防止のための対策を講じていく必要がある。
- ⑦ ハケの樹木やハケ下の農地の管理について検討する。
- ⑧ 溢水、渇水解消のため、水路の整備を検討する。